

犯罪予防論の現代的展開 (二・完)

—ニュージーランドにおける取組みを中心に—

萩野太司

目次

はじめに

1. 犯罪予防論の展開
 2. マヌカウ (NZ) における犯罪予防プロジェクト
 3. 広島における犯罪予防プロジェクト (以上、第 30 卷 1 号)
 4. 考察
 5. 犯罪予防論の課題と展望
- むすびにかえて (以上、本号)

4. 考察 (承前)

本章では、前章まで概観してきた、ニュージーランド、マヌカウ市と広島市安佐南区の防犯活動を、(1) 犯罪の転移、(2) 犯罪をめぐる「境界」、(3) 市民参加の形態、(4) 防犯活動の内容に注目して考察を行うものとする。

(1) 犯罪の転移

まず犯罪の転移に関して言及しよう。犯罪の転移とは、これまで度々環境犯罪学の課題として指摘されてきた「ある犯罪の予防が成功しても、時間的にも場所的にも別の犯罪の発生に転移する」という問題である⁽⁷⁰⁾。

しかし、今回、重点的に防犯活動が行われた安佐南区以外の市町村及び広島全県下でも、おおむね刑法犯の認知件数は減少しており⁽⁷¹⁾、犯罪の転移は

(70) 瀬川晃『犯罪学』(成文堂、1998年)138頁。なおこの他にも環境犯罪学の課題として、守山正は、①市民的自由の侵害、②信頼の喪失、③社会的排除の三点を指摘している。守山正「犯罪予防の現代的意義」犯罪と非行第135号(2003年)18頁以下。

みられなかった。その理由として以下の二つが考えられる。まず一つ目は、安佐南区における防犯活動の多くは、環境犯罪学の理論に基づくものであるが、多様な主体による協働をこの活動が前提としており、いわば市民参加型の防犯活動が行われたために、「防犯も転移」したという理由が考えられる(防犯カメラは一度設置すると簡単に移動できないが、人間は活動するものであるから)。

二つ目は、安佐南区に限らず、2002年より広島県全体で「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」を展開してきたために、転移する場所がなかったという理由である。また中国地方五県全てにおいて、平成16年度に比べ、平成17年度の刑法犯認知件数が軒並み減少しており、全国的な防犯活動の盛り上りが好結果につながったということも考えうる。

いずれも現段階では仮説に過ぎないが、欧米の「犯罪の転移」に関する研究の中には、「利益の拡散 (diffusion of benefits)」を指摘するものもある⁽⁷²⁾。「利益の拡散」とは、つまり防犯対策の対象となった犯罪や地域を越えて、予防効果が波及するというものである。ただしこれには、フリーライダー効果(利益が拡散するならば、わざわざみずから防犯活動せずとも、隣人、隣の市町村の防犯活動を待てばよい。)であるといった問題も指摘されており⁽⁷³⁾、今後さらなる検討が必要であろう⁽⁷⁴⁾。

(71) <http://www.police.pref.hiroshima.jp/020/toukei/toukei17.pdf>, <http://www.police.pref.hiroshima.jp/020/toukei/sichouson17.pdf>

(72) Ronald V. Clarke, "Situational Crime Prevention" Michel Tonry and David P. Farrington (eds.) *Building A Safer Society: Strategic Approaches to Crime Prevention* (The University of Chicago Press, 1995), pp. 122-132. Marcus Felson and Ronald V. Clarke, "The Ethics of Situational Crime Prevention" Graeme Newman, Ronald V. Clarke and S. Giora Shoham (eds.) *Rational Choice and Situational Crime Prevention: Theoretical Foundations* (Dartmouth Pub, 1997), p. 202.

(73) Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), p. 84.

(2) 犯罪をめぐる「境界」

次に犯罪をめぐる「境界」について言及しよう。犯罪をめぐる「境界」とは、そもそも河合幹雄が日本における「安全神話の崩壊」を説明するために用いた概念である。河合幹雄によれば、日本における安全神話とは、「『日常』と『非日常』という『境界』によって、犯罪を閉じ込めること」によって成立していたが、「安全神話を信じる人々と犯罪に関わる人々の間にある境界の崩壊」したことが安全神話の崩壊につながったという。今日の日本の状況を「差別が大幅に解消し、地域や時間帯を使った境界も緩むことによって、総数としては増加しなくても、至る所、いつでも安心できない状況が生まれた」という⁽⁷⁵⁾。

これらの河合幹雄の「境界」を用いた日本の犯罪状況の分析は、「なりすまし詐欺」等の、境界を前提としないいわゆる「リモート犯罪」の隆盛が証明するように、非常に見事な分析である。ただし、本稿が安佐南区の比較対象としてマヌカウ市を選んでいる以上、マヌカウ市における犯罪現象をめぐる「境界」の問題について若干ながら触れておきたい。

2章において紹介したマヌカウ市民意識調査では、市民に対して、自宅、自宅の周辺、市の中部について、昼と夜のそれぞれ「安全と感じるか」と質

(74) なお「犯罪の転移」に関して、これまで欧米において多くの実証的研究が行われてきた。立場としては、転移は存在すると主張するもの、否定するもの、転移の存在は認めるが防犯の効果が転移の害悪を上回るとするものとさまざまであり、いまだ議論は錯綜した状態にある。これまでの議論を整理したものに Dennis P. Rosenbaum, Arthur J. Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), pp. 162-164. を挙げることができる。

(75) なお河合幹雄によれば、「境界」には、地理的境界と時間的境界があり、地理的境界である「繁華街と自宅周辺の境界」が崩壊したがために、かつては繁華街で起きていたような犯罪が自宅周辺で起こるようになり、また時間的境界である「昼と夜の境界」が崩壊したがために、かつては夜間にしか起きなかったような犯罪が昼間に起きるようになったという。河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』(岩波書店、2004年) 105頁以下、187頁、273頁以下。

問している。2004年の回答では、昼間は、自宅(89%)、自宅の周辺(90%)、市の中心部(85%)の全てにおいて安全と感じる市民が大多数であったのに対して、夜間は、昼間に比べてもさらに自宅から市の中心部へと離れるにしたがって、安全であると感じる市民が減っている(自宅75%、自宅の周辺63%、市の中心部39%⁽⁷⁶⁾)。

この調査結果をみる限り、マヌカウ市では犯罪現象をめぐる「境界」は厳然と存在するといつてよいだろう。しかし2章でも指摘したように、日本と同様にマヌカウ市でも、犯罪の認知件数は減少しているにも関わらず、犯罪が増えているという認識が増加している。つまりマヌカウ市でも「安全神話の崩壊」は起きているということがいえる(そもそも安全神話がないという見方もできるが、少なくともマヌカウ市の「境界」は体感治安の改善に寄与していない)。

これまで述べてきたように、日本とニュージーランドでは社会状況も犯罪状況も大きく異なるゆえに、犯罪現象をめぐる「境界」によって体感治安を同じように説明することは妥当ではないであろう。これも河合幹雄が指摘するように、日本のような、自宅への売春婦のデリバリーサービスがあるような場所では、「境界」の消失に抗するためには、やはり新たな「境界」の創出も重要であると思われる⁽⁷⁷⁾。

だがその反面、マヌカウ市のような、マイノリティーの犯罪統計上の過大代表や市民の意識の中に犯罪に関して「境界」が存在し、さらに市内でも区(ward)によって民族的な棲み分けがなされている場所⁽⁷⁸⁾、つまり「境界」が強すぎる場所では、共生の道を模索するために境界を弱める努力が必要不可欠であると思われる。

これらのマヌカウ市と安佐南区の犯罪状況(に対する認識)の違いをふまえ、さらに(3)市民参加の形態、(4)防犯活動の内容についてみていこう。

(76) Longdill and Associates Ltd, *Citizens' Perception Survey*, (August 2004), pp. 19-24.

(3) 市民参加の形態

前章までマヌカウ市と安佐南区の防犯活動について概観してきたが、マヌカウ市では施策決定に多くの市民の意識が反映されている一方で、安佐南区における市民参加は、実際の防犯活動への参加が目立った⁽⁷⁹⁾。マヌカウ市で

- (77) 河合幹雄は、「境界」の消失の一因には匿名社会化（伝統的共同体的關係の衰退）があり、これに抗するために新たな「境界」の創出を主張している。たとえば住宅地におけるコンビニエンスストアの夜間営業の規制や、また匿名社会に抗するために、お互いの職業を知っている程度の間人關係の構築を提案している。河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店、2004 年）258 頁、265 頁。いずれの提案も大変魅力的なものではあるが（実現の見込みを差引いたとしても）、ただし、「境界」がこれまで果たしてきた負の側面の影響に対してはより慎重な検討が必要であろう。たとえば社会復帰を真に望む犯罪者にとって、なぜ「境界」は社会復帰の障壁とならないといえるのであろうか。また、さらにいうならば、新たな「境界」を創出してまで、安全神話を取り戻さなければならない根拠についても考察の余地があるように思われる。
- (78) たとえば 2001 年の国勢調査によれば、マヌカウ市の中でも Clevedon では、ヨーロッパ系住民が居住している割合が高い（ヨーロッパ系 94 %、マオリ系 8 %、パシフィック系 2 %、アジア系 3 %、その他 0 %）のに対して、一方 Otara ではパシフィック系住民の居住している割合が高い（ヨーロッパ系 20 %、マオリ系 21 %、パシフィック系 63 %、アジア系 9 %、その他 0 %）といった現象がみられる（なお、割合の合計が 100 % を超えるのは、民族的に多様なアイデンティティーを持つ者の民族的アイデンティティーをそれぞれカウントしているためである）。[http:// www.manukau.govt.nz /documents/stats/clevedon.pdf](http://www.manukau.govt.nz/documents/stats/clevedon.pdf)、[http:// www.manukau.govt.nz /documents/stats/otara.pdf](http://www.manukau.govt.nz/documents/stats/otara.pdf)
- (79) これは犯罪白書および警察白書などでも指摘されているように、安佐南区に限ったことではなく今日の日本社会の全体的な傾向といえるだろう。その一例として、防犯パトロール隊の増加を挙げることができる。警察庁が平成 16 年に実施した「防犯ボランティア団体調査」よれば、平成元年に結成された防犯ボランティア団体は、わずか 7 団体にすぎなかったのに対して、平成 15 年には 397 団体が結成されたと報告している。警察庁編『平成 16 年版警察白書』54、55 頁、図 1-34。なお「防犯ボランティア団体調査」とは、「全国で活動中の防犯ボランティア団体で警察が把握しているもののうち、地域住民を主たる構成員とし、防犯パトロールを活動内容としている 1,440 団体の代表者に対して、活動を行う上でのニーズや警察・地域の反応等についてアンケート」を行った調査であり、回収率は 80.5 % (1,159 団体) であった。

は、地域社会の犯罪予防を優先事項に決定する過程および優先的に取組む犯罪の種類を決定する過程において、フォーラムや調査結果によって多くの市民の意識が反映されるよう努力がなされている。このような施策の決定過程への市民参加は、手続的公正に寄与する点が大きく⁽⁸⁰⁾、また特に数多くのエスニックコミュニティを包含し、セレクトティブサンクション⁽⁸¹⁾の可能性や犯罪統計における少数民族の過大代表を抱えるマヌカウ市のような都市において、その意義は大きいと思われる⁽⁸²⁾。

-
- (80) 手続的公正に関する研究は、客観的研究と主観的研究に分けることができる。大渕憲一編『紛争解決の社会心理学』(ナカニシヤ出版、1997年)162頁以下。さしあたり、手続的公正に関する客観的研究を整理したものに、田中成明『法理学講義』(有斐閣、1997年)185頁以下、主観的研究を整理したものに、棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』(法律文化社、1994年)296頁以下、また政治過程における手続的公正を論じたものにE. Allan Lind and Tom R. Tyler, *The Social Psychology of Procedural Justice* (Plenum Press, 1988), 菅原郁夫他訳『フェアネスと手続きの社会心理学』(ブレーン出版、1995年)155頁以下を挙げることができる。なお、いわば犯罪現象の主観的要素である体感治安と防犯施策の決定過程に参加することによって生じる手続的公正感には、深い関係性があると考えられるが、検討に関しては今後の課題としたい。
- (81) Fergusson は、ニュージーランドにおけるマオリ族の少年の過大代表を、セレクトティブサンクションの視点から論じている一人である。Fergusson によれば、非行少年の自己報告によると、白人の少年に比べマオリ族の少年は1.6から1.7倍の犯罪を行っているに過ぎないが、警察の公式統計では、2.9倍まで拡大するという。この格差は、マオリ族の少年が白人少年に比べて頻繁に様々な犯罪を行うという固定観念を覆し、警察活動のバイアスがこの格差を促進していることを指摘する。D M Fergusson, L J Horwood & M T Lynskey "Ethnicity and Bias in Police Contact Statistics" "Ethnicity, Social Back Ground and Young Offending: A14-Year Longitudinal Study", *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, Vol26, pp. 155-170, pp. 193-206
- (82) 司法における手続的公正と人種の問題として、陪審員制および裁判員制の問題が考えられる。さしあたりこの問題を論じた研究に、藤倉皓一郎「アメリカにおける陪審裁判と人種偏見」*ジュリスト* 1033号 22頁以下、または勝田卓也「アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について」*早稲田法学会誌* 第47巻 53頁以下を挙げることができる。

一方、前章で述べたように安佐南区でも市民の意識が防犯の施策に反映されるように、協議会が創設されている。だがまちづくり協議会は、自由参加ではないゆえに、より多くの市民の意識が反映されているとは言い難い。また重点的な施策は広島県および広島県警が決定し、その議論の過程もあきらかでない。施策の決定過程への市民参加という要素は、市民による防犯活動の位置付けを大きく変えるものである。一つは県が決定した施策を、行政に代わって行う補助的活動としての位置付けであり、もう一つは、市民自ら決定した施策を主体的に行う主体的活動としての位置付けである。どちらの位置付けがより望ましいのかという問いは、今後、市民による防犯活動をいかに継続させていくかという課題との関連において検討していくべきであると思われる。

なおここまで、安佐南区のまちづくり協議会の課題について指摘したが、協議会が作った各団体間の連携は、大いに評価されるべきであろう。まちづくり協議会に参加している各団体はこれまで個々に犯罪予防に関わってきたが、多様な主体による協働を趣旨とした「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」によって協議会が創設されたことを機縁に、各団体間の連帯がうまれた。このような協議会制度は、1993年に春日井市で始まった「春日井市安全なまちづくり協議会」が嚆矢とされる⁽⁸³⁾。現在、市町村レベルでの生活安全条例の制定の増加とともに、条例に協議会に関する規定を設ける自治体が

(83) たとえば小宮信夫は、「春日井市安全なまちづくり協議会」に関して、「縦割りという色彩が濃い地域諸団体に『安全』という縦糸を通しただけでも意義があった」と述べている。小宮信夫『NPOによるセミフォーマルな犯罪統制』（立花書房、2001年）221頁。なお春日井市安全なまちづくり協議会（<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/shiminanzen/gui-c2.html>）に関しては、さしあたり、清永賢二「愛知県春日井市にみる21世紀型安全安心活動事例の分析（上、中、下）『市民による市民のための市民安全学』の確立を目指して」警察学論集第56巻8、9、11号、および後藤一明「[地域ボランティアからの提言3]春日井市の事例」警察学論集第59巻6号（2006年）を参照。

増えているが、ただし、その活動内容、状況に関しては不明なところも多い。

（４）防犯活動の内容について

では次に、実際の防犯活動の内容について検討していくことにしよう。マヌカウ市の防犯活動は、対象となる犯罪および犯罪者を明確に規定し、これに重点的に取組む傾向が強い。このマヌカウ市のような、対象を明確にして行う防犯活動は有効性が評価研究⁽⁸⁴⁾によって認められている一方で、特定の者、地域を対象とした過度の防犯活動はセレクトティブサンクションや人権侵害につながる可能性も否めない⁽⁸⁵⁾。

他方、安佐南区における防犯活動は、あらゆる市民を対象とした傾向が強い。このような活動のあり方は、人権に配慮がなされているということがいえる一方で、防犯効果に疑問を呈する評価研究もある⁽⁸⁶⁾。また市民主導型の防犯には当然内在する問題として、耳目を集めるような犯罪が一端起きると、その犯罪者類型にばかり特化した活動を行ってしまうという可能性も否定できないことがあげられる^{(87) (88)}。

均衡の取れた防犯活動を行ううえで重要であると考えられるのは、防犯活動の類型を念頭に置き、既存の施策の位置付けを見極めることであろう。以

(84) Sherman Lawrence, *Preventing Crime: What works, What doesn't, What's promising (Research in Brief)*, (National Institute of Justice, 1998)、ハインツ・シェヒ、比嘉康光他訳「コミュニティによる犯罪予防」法政研究第72巻4号154頁以下参照。

(85) また手続的公正が担保されれば、特定の犯罪、犯罪者に対する防犯活動が許されるのかという問題もある。つまり、たとえ手続的公正が体感治安に寄与したとしても、その寄与のために、特定の個人のプライバシー権や身体的自由権を犠牲にしても良いのかという問題は慎重に検討する必要があるだろう。

(86) Sherman Lawrence, *Preventing Crime: What works, What doesn't, What's promising (Research in Brief)*, (National Institute of Justice, 1998)、ハインツ・シェヒ、比嘉康光他訳「コミュニティによる犯罪予防」法政研究第72巻4号154頁以下参照。

下、この防犯活動の類型論に関する先行研究を基に、マヌカウ市と安佐南区の防犯活動の分析を行うことにしよう。

状況的犯罪予防論が注目されている今日、犯罪予防論は社会的犯罪予防論と状況的犯罪予防論の二分法で論じられることが多い。だが状況的犯罪予防論と社会的犯罪予防論の区分けは、予防手法 (How) の違いによる分類に過ぎない⁽⁸⁹⁾。この他にも、誰による防犯か (Who)、どこで行うのか (Where)、対象は誰か (Whom) (もしくは、何か (What))、いつ行うのか (When)、なぜ行うのか (Why) といった視角、つまり 5W1H による分類が論理的には可能であろう。

たとえば、Lejins は、刑罰による予防 (punitive prevention)、矯正による予防 (corrective prevention)、機会による予防 (mechanical prevention) といったように、予防手法によって 3 つに分類する⁽⁹⁰⁾。Lejins の分類は、1967 年のものだが、事前予防を指摘している点、また今日における犯罪予防論の核心

(87) 一時的に注目された犯罪に特化して防犯活動を行うことで、当然その犯罪の認知件数が増加するということが考えられるであろう。このような過程を、徳岡秀雄は、「客観的実態と社会成員の主観的定義づけとが相互に最初の状態からどんどんかけ離れていく、雪だるま的に逸脱が増幅されるような相互因果性、いわばマッチー本から大火事に至るような形態生成の過程」と説明し、「(ポジティブ) フィードバック過程」とよぶ。徳岡秀雄『社会病理を考える』(世界思想社、1997 年) 97 頁、111 頁。

(88) 関東大震災時において、朝鮮人の虐殺を行った「自警団」もその一例といえるだろう。自警団に関しては大日方純夫『警察の社会史』(岩波新書、2000 年) 170 頁以下参照。

(89) ただし視点を変えれば、社会的犯罪予防は犯罪原因を対象とし、状況的犯罪予防は、犯罪が発生する機会を対象としているとみることができる。Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), pp. 17-18. もちろんあらゆる防犯施策は、実施主体、社会資源といった、さまざま条件を前提に多層的に成立しており、多様な分析 (分類) が可能であると考えられる。本稿は、その中の一つの視角を示しているに過ぎない。

(90) Peter P. Lejins, "The Field of Prevention" Amos and Wellford (eds.) *Delinquency Prevention: Theory and Practice* (Prentice-Hall, 1967), pp. 3-5.

(社会的犯罪予防論と状況的犯罪予防論の拮抗) を捉えている点において評価されている^{(91) (92)}。

これに対して、Brantingham と Faust は、公衆衛生に用いる手法に倣い、対象者によって第1次犯罪予防 (primary crime prevention)、第2次犯罪予防 (secondary crime prevention)、第3次犯罪予防 (tertiary crime prevention) の3つに防犯対象の観点から防犯活動を分類する⁽⁹³⁾。具体的には、第1次犯罪予防は問題兆候が現れる前の一般の人々を対象とした予防であり、また第2次犯罪予防は犯罪を行うおそれのある潜在的な集団を対象とした予防で、そして第3次犯罪予防は再犯予防のために既知の犯罪者を対象とした予防である。Brantingham と Faust の分類は、対象者とそれに対する予防の性質を中心にした分類である。そしてこの分類の功績は、予防の対象者の性質を明確にしたことであり、予防を行うにあたり対象者のレベルについて人々が考慮に入れるようになったことである^{(94) (95)}。

これらの類型⁽⁹⁶⁾によって安佐南区とマヌカウ市の防犯活動を比較してみる

(91) Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), p. 14.

(92) なお純粋な防犯活動の分類ではないが、Lessig も社会コントロールを手法に基づいて、「規範」、「法」「市場」「アーキテクチャー」の4つに分類する。このなかでも環境犯罪学と大きく関連しているのは、「アーキテクチャー」、つまり「社会生活の『物理的に作られた環境』」であろう。Lessigによれば、これら4つの要因が相互に影響を与え合い、コントロールの総体になるという。そして不透明性を問題視する立場から Lessig は、法による他の3手法の規制の必要性を主張している。Lawrence Lessig, *Code and Other Laws of Cyberspace* (Basic Books, 1999)、山形浩生他訳『CODE インターネットの合法・違法・プライバシー』(翔泳社、2001年) 153頁以下。

(93) Paul J. Brantingham, Frederic L. Faust, *A Conceptual Model of Crime Prevention, Crime & Delinquency* 1976: 22, pp. 284-296. 日本においてこの研究を紹介したものに、守山正「犯罪予防の現代的意義」犯罪と非行第135号(2003年)7頁以下を挙げることができる。

(94) Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), p. 15.

に、やはり両者の違いは、安佐南区の防犯は第 1 次予防に、マヌカウ市の防犯は第 2 次予防におよび第 3 次予防に集中しているということが挙げられる。その理由として考えられるのは、マヌカウ市が民族的に多様性に富んでおり、犯罪統計上、少数民族が過大代表しているために、防犯活動の対象となりやすいといった理由が考えられる。

だが、伝統的犯罪学が「犯罪傾性 (criminality) を有する特定個人」を対象としたのに対して、環境犯罪学は、「犯行者の普遍性、つまり誰もが可能的犯行者であるという前提を採用している⁽⁹⁷⁾」がゆえに、多くの民族が共生するマヌカウ市のような地域においてこそ、民族を超えて普遍的に用いることができる、有効な施策となりうる可能性がある。

一方、安佐南区のような均質性の高い場所では、総花的な防犯活動とならざるをえないといったことが考えられる⁽⁹⁸⁾。また、安佐南区の防犯活動が人権に配慮した活動であるとみることも可能であるが、特定の「犯罪者」ではなく、特定の「犯罪 (とその機会)」を対象とすることによって、一定程度人権に配慮することは可能であろう (ただし特定の罪種が、特定の人種、階

(95) Brantingham と Faust の類型論は、その後いくつかの形に発展した。Dijk と Waard は、Brantingham と Faust の類型論において防犯の対象であった犯罪者に、被害者と (犯罪の生起する) 状況を加え分類を行った。Jan J. M. van Dijk, Jaap de Waard, *A Two-Dimensional Typology of Crime Prevention project; With a Bibliography*, Criminal justice abstracts 1991: 23, pp489. また Crawford は、Brantingham と Faust の類型論に基づいて、状況的犯罪予防論と社会的犯罪予防論を分類している詳細に関しては、Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), p. 19, Figure1. 2. 参照。

(96) たとえば瀬川晃は、犯罪予防のアプローチには、①状況的犯罪予防論を軸としたアプローチ、②コミュニティー犯罪予防論を軸としたアプローチ、コミュニティー・ポリシングを軸としたアプローチの 3 類型を挙げることができると述べている。瀬川晃『犯罪学』(成文堂、1998 年) 334、335 頁。

(97) 守山正「環境犯罪学の倫理」所一彦他編『犯罪の被害とその修復』(敬文堂、2002 年) 212 頁。

層に偏在していないという条件の下に)。

以上、マヌカウ市と安佐南区の防犯活動の違いに焦点を当てて、考察を行ったが、次章では両者の防犯活動に共通する問題であり、ひいては今日における犯罪予防論の課題について考察を加えることにしよう。

5. 犯罪予防論の課題と展望

(1) 犯罪予防論の課題

本稿がこれまで紹介してきたなかで、マヌカウ市と安佐南区の防犯活動の共通点としてみられたのは、環境犯罪学的施策の導入と市民参加による活動であった。これは今日、マヌカウ市と安佐南区に限らず多くの場所で見られる事象であるが、かたや「行政犯罪学」であるとの揶揄を受ける環境犯罪学による施策が⁽⁹⁹⁾、同じ事業において、市民参加によるプログラムとともに列挙されているのは非常に興味深い。

環境犯罪学に基づく施策も市民参加に基づく活動も、今日多くの研究においてその重要性が認められているが⁽¹⁰⁰⁾、今後の犯罪予防論の課題を考えたときに、最も重要かつ困難であるのは、いかに防犯活動への市民参加を継続していくかということに尽きるのではないだろうか(防犯カメラは一度設置したら電気さえあれば永続的に働くが、人間はそうはいかない)。ただしこの

(98) また先の河合幹雄の分析にしたがうならば、犯罪現象の「境界」の存在する場所では、「境界」が分かち地域の特성에応じて防犯活動を行うことが可能であるが、日本のような、昼でも夜でも住宅街でも繁華街でも同様の犯罪が生起する「境界」が消失した場所では、あらゆる市民および犯罪を対象にした防犯活動を行わざるをえないといった分析も考えられる。

(99) 守山正「環境犯罪学の倫理」所一彦他編『犯罪の被害とその修復』(敬文堂、2002年) 197頁。

(100) たとえばDennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), p. 19. を挙げるができる。

防犯活動の継続という課題を検討する前に、まず市民活動の意義について整理しておこう。

すでに言及したように、環境犯罪学に基づく施策も市民参加に基づく活動も、今日多くの研究でその重要性が認められているが、欧米における研究では、その背景として、ともに従来の犯罪統制機関に対する失望、つまり警察と刑事司法が、犯罪を減らし社会秩序を維持することに失敗したという市民の認識を指摘するものが多い⁽¹⁰¹⁾。

これに対して日本では逆の現象が見られる。たとえば「地域社会との連帯」を特集テーマとした『平成 16 年版警察白書』は、「特集にあたって」において、「治安悪化の一因に規範意識の低下や住民相互間の人間関係の希薄化があり、これらをいかにして改善するかが治安回復の鍵であるとの認識も一般的になりつつある」といった、つまり市民の側に犯罪現象悪化の要因を求めている。そしてこれに対処するために、警察のパトロールや犯罪の取締りだけでなく、警察と関係機関、地域住民が連携した社会全体で取組みが必要であると述べられている^{(102) (103)}。

つまり欧米も日本も防犯活動への市民参加に対する重要性の認識は変わらないが、その重要性にたどり着くまでの道筋は正反対といってよいだろう。

(101) 欧米では、むしろ市民の協力無しにフォーマルな統制は機能しないという見方が一般的なようである。Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), pp. 19-20. また、修復的司法に対して同様の指摘をするものに、Georgos Mousourakis, *Restorative Justice: some reflections on contemporary theory and practice*, *Journal for Juridical Science* 2004: 29 [1], p. 2、荻野太司・吉中信人訳「修復的司法：現今の理論と実践に関する考察（一）」*広島法学*第 29 卷 1 号 (2005 年) 3 頁参照。

(102) 警察庁編『平成 16 年版警察白書』「特集にあたって」1 頁。

(103) ただシラベリング理論を体験した犯罪学者は、認知件数や検挙件数の変動によって犯罪の増加、悪化を語ることがないゆえに、そもそも犯罪の悪化の帰責性については語る必要がないという理解も可能である。石塚伸一「二つの刑事政策」石塚伸一編『現代「市民法」論と新しい市民運動』（現代人文社、2003 年）126 頁。

この違いの要因は、しばしば指摘されるような日本人の、「公」は敬うものであるという感覚または文化に基づくものであるのかもしれない。ではこの違いは、防犯における市民参加をめぐる議論に、どのような帰結をもたらすのだろうか。

欧米のように、刑事司法および警察への不信から生まれた市民による防犯活動は、刑事司法および警察に対して自律的および対等であろうとする一方、日本のような、市民自らの不行が原因で生まれた市民による防犯活動は、えてして他律的であり刑事司法および警察の活動に追従するにとどまると思われる。要するに市民参加の重要性が生まれる背景の違いは、その意義や形態の違いに帰結するはずである⁽¹⁰⁴⁾。

近年の犯罪予防への注目を受けて、犯罪防止 NPO などの魅力的なモデルおよびその意義について論じる研究も増えつつあるが⁽¹⁰⁵⁾、実際のところ、日本における活動の多くは、警察によって組織された追従型の防犯活動に過ぎない。また NPO などの法人格を得ることは、安定的、継続的な活動を可能にする大きな利点がある反面、セミフォーマルな統制を法化現象、つまりフ

(104) 刑事政策における市民参加の形態として守山正は、公的活動に関与する態度から、「促進助成型」、「抑制監視型」、「対立抗争型」の3態様、さらに独自の態度から「補充指導型」、「自衛自決型」の2態様に分類を行っている。守山正「刑事政策における公衆参加の現代的意義」更生保護と犯罪予防第14巻2号5頁以下。また国家パラダイムに対比し、NPO および NGO に代表される市民パラダイムによる刑事政策を提案する石塚伸一は、市民参加の形態には、①国家活動補完型、②国家権力対向型、③市民主導型の3形態があり、さらにイギリスでは市民主導型の市民参加に①人権救済型、②調査研究、政策提言型、③地域運動型などの多様な類型が存在することを指摘している。石塚伸一「二つの刑事政策」石塚伸一編『現代「市民法」論と新しい市民運動』（現代人文社、2003年）137頁、同「刑事政策におけるパラダイム革命（再論）」龍谷法学第34巻第2号（2001年）1-29頁、同「刑事政策のパラダイム転換」刑法雑誌第40巻3号299-314頁がある。

(105) たとえば小宮信夫「NPOによるセミフォーマルな犯罪統制」（立花書房、2001年）参照。

フォーマルな統制の拡大とみなすことも可能である⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾。

今後、犯罪予防論にとって重要な課題であると考えられるのは、まず行政の役割を肩代わりする安価な防犯活動から、市民のニーズや置かれている状況から発想し、その活動の意味やスタイルについて問題にし、行政のあり方そのものを問いながら活動する「市民活動⁽¹⁰⁸⁾」への転化を指向することであり、そして次に、いかにこれを継続させるかということである。

そこで本稿は、そもそも広島県の防犯事業の原点となっていた市民の防犯活動は安全に対する「欲求」から発しているという前提に立ち返り⁽¹⁰⁹⁾、どのような「動機」のもとに人々は防犯活動への参加を志向するのかということに関して欧米における先行研究を基に検討してみたい。この動機が明らかとなることによって、市民参加を育み、支えるような社会条件の整備が可能に

(106) 犯罪統制を主体の観点からフォーマル、セミフォーマル、インフォーマルの3類型に分類するものに、細井洋子「地域社会における犯罪統制体の変遷」、岩井弘融他編『犯罪観の研究』(大成出版社、1979年)345頁以下および小宮信夫「NPOによるセミフォーマルな犯罪統制」(立花書房、2001年)30頁以下を挙げることができる。これらの分類は、犯罪統制主体についての理解を容易なものとするが、一方ミクロな視点からの逸脱および統制研究では、フォーマルな統制体によるインフォーマルな統制およびインフォーマルな統制体によるフォーマルな統制を問題視する。たとえば宝月誠『逸脱とコントロールの社会学』187頁以下参照。

(107) さしあたりこれを論じるものに、細井洋子「地域社会における犯罪統制体の変遷」岩井弘融他編『犯罪観の研究』(大成出版社、1979年)343-362頁、所一彦「犯罪統制の法化一再論」犯罪と非行第100号(1994年)43-61頁、佐々木光明「少年警察活動の展開とその射程」『少年法の再生』(現代人文社、2000年)145-177頁、宗野隆俊「社会の保守化と中間集団」法の科学第34号(2004年)171-176頁、駒村圭吾「憲法からみる“刑事システムの民営化”—仇討ちの復活から官民協働の警察活動まで—」法学セミナー第51巻7号(2006年)28頁。なお、なかでも駒村は、リベタリアニズムの観点から、昨今の生活安全条例の下、警察や防犯協会推進による防犯活動を、「刑事権力の核心部分を公権力に留保されたまま、官民の協働を促進する」ものであり、この官民協働は両者の区別をむしろ流動化させると鋭く指摘している。

(108) 牛山久仁彦「市民運動の変化と制度・政策要求」帯刀治編『社会運動研究入門』(文化書房博文社、2004年)75頁。

なると思われる。

(2) なぜ人は、防犯活動に参加するのか

Maslow は、人間には「安全」に対する「欲求」があるという。ただこの「欲求」から生まれるのは「自助」による防犯活動のみである⁽¹¹⁰⁾。この「欲求」がさらに、自己実現、自我、親和の「欲求」に昇華したとき、人は市民運動としての防犯活動を志向するようになると考えられる。

また「欲求」の類似の概念として、「志」を挙げるのは小宮信夫である。小宮信夫の提唱する犯罪防止 NPO は、地縁共同体・地域共同体としてのコミュニティと対照的に、「志」によって結びつく志縁型市民組織として位置付けられ、この活動の地はコモンズとされる^{(111) (112)}。この犯罪防止 NPO は

(109) 広島県「「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン」3頁。

(110) 「自助」という用語は、伝統的に社会保障や社会福祉の領域において主に用いられてきたように思われる。たとえば堀内隆治は、「福祉の供給主体に関しては従来、公的・私的という分類が一般的であった。対して、欧米では、公的(国家)・セクター、ボランタリー・セクター、私的(営利)・セクター、インフォーマル・セクターという区分が一般的である」と述べている。堀内隆治『福祉社会』と今日の地域福祉政策』坂脇昭吉他編『新版現代日本の社会保障』(ミネルヴァ書房、1997年)183頁。この区分は、境界は流動的であるが、日本の刑事政策の主体区分にも応用が可能であると考えられる。たとえば、国家機関である警察による防犯活動は「公助」、地域で行う防犯活動は「共助」、民間の警備会社による防犯活動は「私助」、個人が自ら行う防犯活動は「自助」といったようにである。

(111) コモンズについては、小宮信夫『NPOによるセミフォーマルな犯罪統制』(立花書房、2001年)87頁以下参照。

(112) 本稿における「市民」とは石井幸三の次の用語法に依拠している。「市民運動の『市民』を、何らかの形式的な基準に照らした市民としてではなく、運動によって社会的関心事項によって積極的に参加する主体=市民になるという理念的な意味で用いる」。石井幸三『市民運動とその人間像』石塚伸一編『現代「市民法」論と新しい市民運動』(現代人文社、2003年)12頁。なお、小宮信夫のいう「志」を、石井のいう「社会的関心」と理解するならば、小宮信夫の提案する犯罪防止 NPO は、まさに市民運動の一形態といえるであろう。

非常に魅力的なものではあるが、ただしどのような「志」および先に述べた「欲求」ならばコモンズにおいて共有されうるのかということは、今後、継続的な市民参加を目指すうえで考察する必要があるといえるだろう。この「志」を、本稿では「動機」とみなし、以下この「動機」を中心に検討していくことにしよう。

まず、なぜ人は防犯活動への参加を志向するかということを考察する前に、他の市民活動と防犯活動の相違について、検討しておく必要があるだろう。両者とも市民による主体的な活動とみることができ、防犯活動の大きな特徴は、活動の成果がみえにくいということが挙げられる⁽¹¹³⁾。近隣の清掃活動なら地域が美しくなることによって成果は一目瞭然であるし、また裁判制度を利用した市民活動ならば、判決によって成果は明快である⁽¹¹⁴⁾。だが反面、たとえば防犯パトロールの成果はかなり認識しにくいものである。たとえ防犯パトロールを行った地域および期間の認知件数の総数が、犯罪統計上減少したとしても、一件、耳目を集めるような重大犯罪が発生しただけで成果は感じられにくくなるであろうし、また、他の施策の成果との境目も見極めづらぬ。

他の市民活動のように成果が見やすければ、活動の成果を動機付けとして市民参加を促進することも可能である。だが成果を動機付けとして期待できないという防犯活動の特性が参加を抑制するということは十分考える。ただし実際の調査において、防犯活動へ参加しなかった理由として挙げられるのは、「効果がない」、「時間の浪費」といった防犯活動への否定的な認識よ

(113) この他の防犯活動と市民活動の相違点としては、まず防犯活動が、限定的な重要性しか持たない、また少数者しか興味を示さないということ、次に時として自警団や村八分 (vigilantism) といった極端な種類の活動を生じる可能性のあることが指摘されている。Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), p. 22.

(114) 法が住民運動において「道具的志向性」の基に動員されることを指摘する研究に、阿部昌樹『ローカルな法秩序』(勁草書房、2002) 205 頁以下参照。

りも、「時間が無い」といった理由を筆頭に、「他のやらなければならないことが多い」「葛藤的な拘束」「集団に参加することに情熱を感じない」といった個人的な理由が多かった⁽¹¹⁵⁾。

では逆に、今までどのような「動機」の基に、市民は活動に参加してきたのだろうか⁽¹¹⁶⁾。Rosenbaumによれば⁽¹¹⁷⁾、これまで防犯活動に関する調査結果の多くは、活動への参加者達が、基本的に連帯感や、市民的公共心に動機付けられていることを示しているという。なかでも特に、市民的公共心(civic-mindedness⁽¹¹⁸⁾)は重要であると考えられており、集団的犯罪予防への参加は、不安ないし他の動機よりも、市民的公共心によって決意されるということが多くの調査において結論付けられている。ただし、調査の中には、集

(115) この他にも「市民組織を信用していない」、「参加無しに活動の利益を享受しようと認識している(フリーライダー)」といった参加抑制の理由が指摘されている。Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), p. 25.

(116) なお Clark と Willson によれば、参加動機は、次の三つに分類できるという。(a) 物質——物品ないしサービスといった、目に見える見返り受けるという動機、(b) 目的にかなっていること——価値、関心、イデオロギーを示すという動機、(c) 連帯——集団的同一性および一員であるという感覚を得る利益。Peter B. Clark and James Q. Willson, "Incentive System: A Theory of Organizations" *Administrative Science Quarterly* 1961: 6, pp. 134-137. ただし前記のように防犯活動は、成果が顕示的でないために、(a) の物質的な動機には期待しにくいと考えられる。

(117) Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), p. 25.

(118) 公共心と深く関連するであろう(市民的)公共性に関して、内田博文は、その基盤にあるのは「人間信頼」であると指摘する。内田博文「刑事法と『国民』概念」『転換期の刑事法学』(現代人文社、1999) 651-672 頁、同「『市民的治安主義』の拡大」法の科学第 29 号(2000 年) 95-100 頁。なお公共性の具体的検討は今後の課題としたい。さしあたり市民的公共性について論じるものに、石塚伸一「世紀末の刑事立法と刑罰理論」法の科学第 32 号(2002 年) 36-49 頁、佐々木光明「刑事法における専門性と市民的共同」内田博文他編「<市民>と刑事法」(日本評論社、2006 年) 228-239 頁を挙げることができる。

団形成の最初の動機は、しばしば「犯罪への不安」や、「近隣で起きた犯罪」という回答を示すものもある⁽¹¹⁹⁾。つまり社会的連帯と市民的公共心は、防犯活動においては、参加を持続させる（促進するというよりも）動機としての機能を果たしているとみなすほうが妥当のようである。

なお、防犯活動への参加と体感治安の関係は調査上あきらかにはなっていないようである。ある研究は、参加者の間の高いレベルの不安を見出したが、他の研究は低いレベルであった。また犯罪不安と参加の間のいかなる関係を見出せなかった研究もある⁽¹²⁰⁾。これらの一貫しない結果を分析した、Skogan は、犯罪不安と市民参加の関係について次のように述べている。「参加への意欲は、地域の犯罪に関する問題を知り、適度に犯罪に危惧感を抱いている人々の間で最も高くなる。高いレベルの不安は、意欲を奪うと考えられ、さらに犯罪への知識が無いが、地域の犯罪について危惧を抱いている人々は、意欲がない⁽¹²¹⁾。」

これらの調査結果をふまえ、犯罪予防論の課題である市民参加の継続を考えたときに重要であるのは、公共心と幅広い視野の犯罪に対する知識を育むような制度作りが必要であると思われる。これらを育むためには市民大学といったさまざまな社会資源を利用することも考えられるだろう⁽¹²²⁾。

むすびにかえて

非常に雑駁ではあったが、ニュージーランドのマヌカウ市と広島市の安佐

(119) Dennis P. Rosenbaum, "The theory and research behind Neighborhood Watch: Is it a sound fear and crime reduction strategy?" *Crime & Delinquency* 1987: 33, pp. 103-134.

(120) これを整理するもとして Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), p. 24ff.

(121) Wesley G. Skogan, "Community organization and crime" M. Tory & N. Norris (eds.) *Crime and Justice: an annual review of research* (The University of Chicago Press, 1988), p. 54.

(122) ただし具体的な施策に関しては今後の課題としたい。

南区の比較を中心に、現代社会における犯罪予防論の展開について検討してきた。

本稿で、論じきれなかった課題としては、まず参加への動機的、心理的要因以外の要因についての検討を挙げることができるだろう。防犯活動への参加に関係する因子として、動機のほかに、人種、収入、結婚、年齢、学歴、居住歴、性別といったものを指摘する興味深い調査が行われている⁽¹²³⁾。ただし本稿は、市民の要件として「志」や「社会的関心」を想定したがために、動機に特化して検討を行った。上記の他の要因は本稿の射程を超えるものであった。

次の課題としては、防犯活動の効果の評価・測定の問題を挙げることができる。今日、防犯活動の効果を、いかに評価・測定するのかということは、重要な課題として論じられているが、なぜ評価・測定が課題視されるのであろうか。かつて社会学者の Merton は、干ばつおよび日照りという共同体の危機に際して行われるホビ族の「雨乞い」に着目し、実際に雨が降るかどうかは気象学者の研究領域であるが、この「意図された顕在的機能」だけではなく「雨乞い」の持つ「集団的同一性を強化する」という「意図されない潜在的機能」を社会学者は重要視するべきであると主張した⁽¹²⁴⁾。今日、犯罪予防について論じる多くの研究が指摘するように、共同体的紐帯が弱体化し、犯罪不安を一種の共同体意識の危機とみなすならば、防犯活動は Merton のいうホビ族の「雨乞い」と同様に、「集団的同一性を強化する潜在的機能を果たしている」と解することができる。

このようなコミュニティ再生効果を指摘する研究も存在するが⁽¹²⁵⁾、「集団的同一性の強化」という目的を果たすためならば、前記のように人権を侵

(123) これらの調査を整理したものに Dennis P. Rosenbaum, Arthur J Lurigio and Robert C. Davis, *The Prevention of Crime: Social and Situational Strategies* (Wadsworth Pub, 1998), pp. 22-27ff.

(124) R. K. マートン『社会構造と社会理論』(みすず書房、1961年) 58-59頁。

害するおそれのある防犯活動よりも、祭りに代表されるような他の地域共同体の行事を活性化する方法もあるだろう。つまり換言するならば、「集団的同一性の強化」という観点から防犯活動を評価しようとする、防犯活動でなければならぬ必然性が明確でなくなってしまう。また「雨乞い」が人々に受け入れられていた社会と異なり、自然科学が発展した今日、意図された目的と効果の間に相関関係が実証されなければ⁽¹²⁶⁾、潜在的効果のみで納税者である市民をいかに納得させるかということは、重大な課題とならざるをえないだろう。

ただしその一方で、「根拠に基づく犯罪予防 (evidence-based crime prevention)」の発想に基づき、防犯活動を評価しようという研究も増えつつあるもの事実ではあるが⁽¹²⁷⁾、Crawford は、実際に行政が行った防犯活動に対する評価は、防犯活動が行われた過程を検証するよりも、後追的に施策を正当化することに終始していると批判している⁽¹²⁸⁾。

なお Crawford は、評価に関する研究が取組まなければならない点として、①取組みは計画どおりに実行されたか、またどのような要因が実行に影響を与えたか (過程に関する検証)、②取組みは問題を変化させたか、あるいは問題の規模を変化させたか (成果に関する検証)、③取組みはいかに問題に影響を与えたか、また問題はいかに取組みによって影響を受けたか (防犯活

(125) たとえば鴨志田康弘「セキュリティのプライバタイゼーションと現代の防犯ボランティア運動」東洋大学人間科学研究所紀要第 5 巻 (2006 年) 161-182 頁。

(126) 仮に防犯活動の目的を犯罪認知件数の減少に限定したとしても、犯罪認知件数は、やはり犯罪発生件数ではないゆえに、当該地域の治安を測る尺度として用いるのは適当でないように思われる。また防犯活動の目的として、生活の質 (quality of life) の向上を指摘する研究もあるが、検討に関しては今後の課題としたい。

(127) さしあたり、犯罪社会学研究第 30 巻 (2005) の課題研究「最近の刑事政策関連立法・施策における政策決定過程の再検討——エビデンス・ベースド・ポリシーの発想に基づいて」を挙げることができるだろう。

(128) Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), p. 196.

動の仕組みと成果の関係性)、④防犯活動が行われた状況は、どのように取り組みの効果を促進ないしは阻害したか(防犯活動の仕組みと成果と状況の関係性に関する検証)、⑤問題への効果の他に何が、取り組みから生じたか(意図しない成果ないしは副作用に関する検証)、⑥利益、または副作用は持続しているか(持続性に関する検証)、⑦利益は、コストに見合うものか(費用と便益の関係に関する検証)、⑧どのように、どこで、誰に対してその効果は、再現(replicated)できるのか(移転可能性に関する検証)、⑨評価の終局において、取り組みの効果の傾向について、さらに知るべきことおよび知る必要があることは何か(将来の評価に向けて)という課題を挙げている⁽¹²⁹⁾。

以上、課題について整理を行ったが、最後にニュージーランド・マヌカウ市の防犯活動から何を学ぶべきか述べることにしよう。一般的にニュージーランドは、治安の良い観光、牧畜国として知られているが、実際は、犯罪認知率および拘禁率の高い、決して治安のいい国とはいえない⁽¹³⁰⁾。しかし社会保障をはじめとして、これまでニュージーランドは刑事司法の領域においても、先進的取り組みを行ってきたことでも知られている。その代表例が世界に先駆け採用した修復的司法である。伝統的刑事司法が、犯罪者を地域社会から、また被害者を刑事司法手続から排除する傾向が強かったのに対して、修復的司法は、犯罪の当事者同士が今後の関係の修復に関して共議を行い、いかにして加害者を再び地域社会へ再統合するかということに向き合う新たな司法の取り組みである⁽¹³¹⁾。

(129) Adam Crawford, *Crime Prevention and Community Safety: Politics, Policies and Practices*, (Longman, 1998), pp. 216-217.

(130) Department of Corrections, "About Time: Turning people away from a life of crime and reducing re-offending", 2001 May, p. 3

(131) この点を指摘するものとして、さしあたり Georgos Mousourakis, *Restorative Justice: some reflections on contemporary theory and practice*, *Journal for Juridical Science* 2004: 29 [1], p. 2、荻野太司・吉中信人訳「修復的司法：現今の理論と実践に関する考察(一)」*広島法学*第29巻1号(2005年)3頁。

修復的司法は、我々に排他的司法と再統合的司法という二つの司法のパラダイムを示したが、防犯活動にもこの二つパラダイムが存在すると考えられないだろうか。ひとつは、逸脱者、異質者を地域社会から排除し均質性を維持しようとする排他的防犯活動のパラダイムであり、もうひとつは、逸脱者、異質者をいかにして地域社会に統合、参加させるかということに取組み秩序を維持しようとする（再）統合的防犯活動のパラダイムである。

日本に比べ民族的に多様なニュージーランドは、逸脱者、異質者を排除し続けていては、社会を維持できない。それゆえに、司法では修復的司法、防犯活動ではマイノリティーに対する教育プログラムや多言語に基づく防犯プログラムに代表されるように、（再）統合的傾向が強いと考えられる。ただし、もちろんニュージーランドおよびマヌカウ市の取組み全てを（再）統合的防犯活動とみなすことはできないが⁽¹³²⁾、防犯活動における多様な人種を抱える社会の努力を、不十分ながら本稿において示すことができたと思われる。

今後、ますます多様化が進むと思われる日本社会にも、ニュージーランドの統合的な防犯活動の取組みは示唆に富むものである。また、かりに日本社会が均質性を保ったとしても、犯罪が無くなるわけではない。かつて Durkeim は犯罪の常態性を主張したように、どんなに均質性の高い社会でも、人々の間に新たな差異を見付け出し、新たに非行・犯罪を再生産するものである⁽¹³³⁾。ニュージーランドの（再）統合的防犯活動は、今日の防犯活動がますます注目される日本の社会に、逸脱者を再生産し続けるのか、それとも逸脱者、異質者をいかにして地域社会に統合、参加させるかという選択肢を提起したといえる。

(132) この点に関して指摘するものとして、さしあたり瀬川晃「修復的司法 (Restorative Justice) 論の混迷」同志社法学第 56 卷 6 号 (2005 年) 575 頁を挙げることができる。

(133) エミール・デュルケム (宮島喬訳)『社会学的方法の基準』(岩波書店、1978 年) 157 頁。